

# 新しい法律のご案内

- 相続税はどう変わるか ..... 1頁
- 妊娠した女性労働者の降格は許されるか～最高裁が新しい判断を示しました～ … 2頁
- アスベスト訴訟の最高裁判決について ..... 3頁
- 事務局便り ..... 4頁

## 相続税はどう変わるか



弁護士  
松森 彬

来年(2015年)1月から相続税が増税になります。主な改正は、相続税のかかる範囲が拡大される点です。

### 1 いつからか

新しい税制は、相続の開始(被相続人の死亡)が来年1月1日以降に発生した場合に適用されます。既に被相続人が死亡している場合は、登記などが未だであっても従前の税制が適用されます。

### 2 一番変わる点は何か

相続税は一定額以上の遺産がある場合にかかりますが、税金がかからない基準額が約4割引き下げられます。これまで「5千万円+1千万円×法定相続人数」までは非課税でしたが、「3千万円+600万円×法定相続人数」の額になります。たとえば、子ども2人が相続する場合は、これまで7000万円まで非課税でしたが、来年からは、4200万円を超えた資産があると相続税の支払いが必要になります。

そこで、地価が高い東京地域の場合、相続税を払わなければならない人が7%程度であったのが、倍以上の15%に増えると

言われています。

### 3 なぜ増税するか

国は、「バブルで地価があがったときに負担を軽減するため非課税枠を拡大したが、地価が下がったので元に戻す」と説明しています。子ども2人が相続するケースの場合、非課税枠は昭和62年は2800万円でした。その後バブルで地価が上がり、非課税枠を7000万円まで上げていましたが、それを4200万円にするということです。また、消費税も増税になりましたが、資産を持つ人への課税を強化した面もあります。

### 4 他の主な改正 (小規模宅地の特例の拡大)

現在も240㎡(約72坪)以下の自宅の土地を同居の家族などが相続するときは評価額が2割に減額されますが、その面積が330㎡(約100坪)以下に拡大されます。被相続人が介護が必要で老人ホームに入所していた場合も、貸し付けていないときは、居住していたとして扱うことになりました。

### 5 相続税の対策

相続税対策を考える人が増えているようです。「年間110万円まで贈与税が非課税であることを利用して生前贈与をする」、あるいは、「死亡保険金は相続人1人につき500万円まで非課税なので、生命保険を利用する」、「賃貸住宅を建てて土地の評価額を下げる」などの対策が提案されています。

# 妊娠した女性労働者の降格は許されるか ～最高裁が新しい判断を示しました～



弁護士  
高江 俊名

2014年10月23日、最高裁は、事業主が妊娠した女性労働者を降格させることは原則禁止されるとの判断を示しました。女性の社会進出が推進されている中、事業主と労働者の双方にとって注目すべき新しい判例です。

## 1 事案の概要

病院で理学療法士として勤務していたA子さんは、10年の勤務歴を経て訪問リハビリチームの副主任に昇格していました。A子さんが第2子の妊娠を機に負担の軽い業務への変更を申し出たところ、病院は、A子さんを病院内のリハビリチームに配置転換しましたが、その際、A子さんを副主任から降格させました。A子さんは降格にしぶしぶ同意して半年勤務した後、産前産後の休業と育児休業に入り、1年後に復帰しました。A子さんは、復帰後には再び副主任に戻してもらえるものと思っていましたが、復帰してみると、妊娠前に副主任をしていた訪問リハビリチームに配属され、A子さんの後輩が副主任をしているもとで仕事をしよう命じられました。そこで、A子さんは、病院がA子さんの妊娠を機にA子さんを降格させたことは違法だと訴えて広島地裁に裁判を起しました。

広島地裁は、A子さんの降格については、A子さんの同意があり、病院の人事配置上の必要に基づいて行ったものだとして、病院側の主張を認め、A子さんの訴えを退けました。広島高裁も、同様に判断しました。

## 2 最高裁の判断

最高裁は、この問題について最高裁として新しい判断を示したうえで、広島高裁の判決を破棄し、審理のやり直しを命じました。

最高裁が示した判断の要点をまとめると、次のようになります。

- (1) 妊娠した女性労働者について、負担の軽い業務に配置転換したことをきっかけに降格させることは、男女機会均等法に反し、原則として認められない。
- (2) 但し、次の①か②のいずれかの場合は、例外的に認めれる。
  - ①女性労働者の自由な意思に基づく同意がある場合
  - ②業務上の必要から、降格させずに配置転換することに支障がある場合
- (3) ①の「自由な意思に基づく同意」の有無は、次のような観点から検討して判断する。
  - ・配置転換によってどれだけ負担が軽くなるのか
  - ・降格によって減給などの不利益がどれくらい生じるか
  - ・降格させるにあたり、事業主がどのような説明をしたか
- (4) ②の「業務上の必要」については、次のような観点から検討して判断する。
  - ・降格による労働者の不利益と比べて、必要性が高いといえるか
  - ・降格を認めた場合、男女機会均等法が無意味になってしまわないか

## 3 男女機会均等法の理念に沿った対応を

女性労働者が妊娠した場合、事業主は、女性労働者が求めれば、負担の軽い業務に転換しなければなりません。これは労働基準法(65条)で定められた事業主の義務です。負担の軽い業務への転換が、女性労働者の求めに応じてなされたとしても、それを理由に降格させてよいことにはなりません。

男女機会均等法は、雇用分野における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、妊娠中や出産後の女性労働者の健康を確保することを目的としています。その基本的理念は、女性労働者の母性を尊重しつつ、その職業生活の充実を図ることにあります。

最高裁は、そうした均等法の理念から、降格が認められるのは例外的な場合としました。

事業主としては、均等法の理念を理解し、人事配置における対応を考えていくことが求められていると言えます。

# アスベスト訴訟の最高裁判決について



弁護士  
柳本千恵

## 1 はじめに

平成26年10月9日、最高裁判所は、泉南アスベスト国賠訴訟において、国の責任を認める判決を言い渡しました。この判決は、アスベスト被害について国の責任を認めた初めての最高裁判決です。

私は原告側でこの訴訟に関わりましたので、最高裁判決についてご紹介いたします。

## 2 アスベストについて

アスベスト(石綿とも言います。)は、岩石から取り出される繊維状の天然鉱物です。アスベストは、不燃性、絶縁性、保温性等に優れ、19世紀以降、建築材料を始め、防火用カーテン、自動車のブレーキ、電気オープン、接着剤、ベビーパウダー等、日常のありとあらゆる製品に用いられてきました。

しかし、その一方で、アスベスト吸引による健康被害も指摘されてきました。

アスベストは、石綿肺、肺がん、中皮腫といった呼吸器系の病気をもたらします。これらの病気の最大の特徴は、有効な治療方法がない、進行性の病気だということです。いったん発症すると、日々悪化する病気で死ぬまで付き合っていかなければなりません。

## 3 泉南アスベスト訴訟について

(1) 大阪・泉南地域では、100年間にわたって石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需を、戦後は経済成長を下支えしてきました。

ところが、その陰で、石綿工場の労働者のみならず、家族ぐるみ、地域ぐるみでの深刻なアスベスト被害が発生してきました。

国は、70年以上も前から、石綿紡織工場を対象とした自らの調査によって、

深刻な被害実態を知らながら、アスベストの経済的有用性を最優先し、規制や対策を長期間にわたって怠りました。この「国の怠慢」こそが、アスベスト被害をこれほどまで拡大した最大の原因だとして、平成18年5月、国の責任を追及する国家賠償訴訟を提起しました。

(2) 泉南アスベスト国賠訴訟には、平成18年5月に提訴した第1陣訴訟(原告34人・被害者26人)と、平成21年9月に提訴した第2陣訴訟(原告55人・被害者33人)とがあります。

第1陣訴訟の第1審大阪地裁では原告側が勝訴しましたが、第2審大阪高裁は、原告敗訴の判決を言い渡しました。行政の裁量権を広く認め、「産業発展のためには、国民の命や健康が犠牲になってもやむを得ない」として、国の責任を否定したのです。原告側は上告しました。

その後の第2陣訴訟では、第1審・第2審ともに原告が勝訴し、国が上告したため、第1陣・第2陣訴訟ともに、舞台は最高裁に移りました。

そして、平成26年10月9日、最高裁は、第1陣・第2陣訴訟ともに、原告勝訴の判決を言い渡しました。

## 4 最高裁判決の意義

今回の最高裁判決の意義は、国民の生命と健康を守ることが国にとって最も重要かつ基本的な責務であることを確認したことです。

すなわち、今回の最高裁判決では、国民の生命・健康よりも産業の発展を優先させた上記第1陣大阪高裁判決を見直し、国は、国民の生命・健康を確保するために、適時かつ適切に法令等による規制を行わなければならないとの判断枠組みを示しました。

そのうえで、本件においては、遅くとも昭和33年頃には、石綿被害が深刻であることが明らかになっており、石綿を除去するための装置の設置により石綿被害を相当程度防ぐことができたから、国は、昭和33年以降、できる限り速やかに、省令制定権限を適切に行使し、罰則をもって上記アスベスト除去装置の設置の義務付けを行うべきであったとして、国がこの義務付け

を怠ったことは違法であると判断しました。泉南アスベスト訴訟では、国のみを被告としましたが、これは、泉南地域の石綿工場が小規模零細企業であったため、そのほとんどが既に閉鎖してしまっており、企業を被告とすることが難しかったからに過ぎず、それらの企業の責任が認められないという意味ではありません。

全国では、アスベストが人体に危険であることを十分認識しながら、利潤追求のために、アスベスト製品を製造・販売し、また使用し続けた企業を被告として、企業の責任を追及する訴訟が多く提起されています。その中には、企業の責任を認めた裁判例も複数存在します。

今回の最高裁判決は、国及び企業に対し、

国民の生命・健康を守ることの大切さについて再確認を求めた判決と言えます。

## 5 最後に

アスベストに関してはまだまだ問題が山積みです。全国には、アスベスト被害で苦しんでいる被害者がたくさんいます。アスベストの使用量最盛期に建てられた建物は近いうちに寿命を迎え、その解体作業によってアスベストが飛散し、さらに被害者が拡大するおそれがあります。

今回の泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受けて、国及び企業が協力して、アスベスト被害者救済・拡大防止のための対策を講じることが望まれます。

# 事務局便り



## 圧力鍋

大浜 愛子

「ティファールの圧力鍋」を少し前に買いました。これまでは「圧力」という言葉で、取り扱い注意なモノだと思い敬遠していたのですが、お料理教室で何度か使っているうちに、光熱費・調理時間が節約されるうえ、短時間で、味が染み込み軟らかく煮ることができる等の便利さに魅力を感じました。しかしながら購入したものの、先日までお鍋は箱に入ったままでした。これではいけないとビーフカレーを作ってみました。それからは立て続けに、シチュー、

肉じゃが、豚の角煮、煮豚、サンマの佃煮と圧力鍋をフル活用。どれもこれも、お鍋様のおかげで実力以上の力が発揮できたようで、自画自賛ですが美味しかったです。

圧力鍋付属のレシピ集には、黒豆、昆布巻きもありますので、この年末に挑戦しておせちの一つにしてみたいなあという野望もあります。



## 編み物

田村まゆか

今年になって、私は編み物を始めました。6月頃から梅田阪急百貨店へ行っています。そこで毛糸を購入すると、1時間500円でレッスンを自由に受けることができます。これまでに、マフラー2本を色違いで編みました。こちらは首に一巻きできる程度の初心者でも簡単に編めるものですが、ただ今、大活躍中です！そして今、身の程知らずの私は、展示作品のショールがとても可愛くて、これと同じ物が編みたいと思い挑戦しています。9月から編み始めてい

ますが、まだ終わらない…(><)。それでも、編み物をしていて、だんだん長くなっていく作品を見てみると、「3時間やった分はこれだ」と、時間が目に見えるところが嬉しいです。

長年やっている合唱は、「ハイ、これが3時間の練習成果です！」とはならないので、目に見える物と、見えない物との両方の充実感を感じているような気がします。

※弓場 梓 は、出産のため来年春までお休みを頂いております。8月に無事女兒を出産いたしました。

## ● 松森・高江法律事務所 ●

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372

【弁護士】松森 彬・高江俊名・柳本千恵

発行：松森・高江法律事務所  
(2014年12月)